

岡山大学同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、岡山大学同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、岡山大学及び各学部同窓会の発展に寄与するとともに、会員相互並びに同窓会相互の親睦・情報交換を図り、併せて社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 会員相互並びに各学部同窓会相互の親睦及び連携を支援する事業
- 二 岡山大学と地域社会・産官学との連携支援事業
- 三 岡山大学の教育研究に対する支援事業
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、岡山大学の各学部同窓会の会員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名
- 五 事務局長 1名

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を統督する。
- 二 副会長は、会長を補佐する。
- 三 理事は、会長に協力し、会務を執行する。
- 四 監事は、会計及び会務を監査する。
- 五 事務局長は、本会の事務を掌理する。

(名誉会長)

第8条 本会に名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第9条 本会に顧問を若干名置くことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回会長が招集し、会長がその議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 役員の選任に関する事項
- 二 事業計画及び事業報告に関する事項
- 三 予算及び決算に関する事項
- 四 会則の改正に関する事項
- 五 その他重要な事項

3 総会に顧問を出席させることができる。

(役員会)

第12条 役員会は、役員で組織する。

2 役員会は、毎年1回会長が招集し、会長がその議長となる。

3 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 総会に附議する事項
- 二 その他会務の執行に関し重要な事項

4 役員会に顧問を出席させることができる。

(会計)

第13条 本会の運営は、会費及び寄付金等の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 本会の会費は、総会で定める。

(事務局)

第14条 本会にその事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務職員若干名を置くことができる。

3 事務局は、当分の間、岡山大学総務・企画部内に置く。

(雑則)

第15条 この会則に定めるほか、本会に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定めることができる。

附 則

1 この会則は、平成18年7月29日から施行する。

2 第13条第2項の規定にかかわらず、平成18年度の会計年度は、7月29日から翌年3月31日までとする。